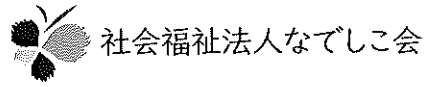


令和6年6月吉日

各保育給付認定保護者の皆様



令和5年度施設型給付費等（公定価格）の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保育給付認定保護者について、「本園に係る各保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

具体的な額を確認されたい場合は、お手数ですが個別にお問い合わせいただければと思います。

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みが「法定代理受領」です）。

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、今般ホームページに掲載することで、令和5年度の実績報告をするものです。

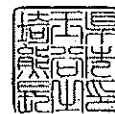
（あくまで実績をお知らせするものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和 6年 6月 10日

第三なでしこ保育園

様

埼玉県熊谷市長 小林 哲也



令和5年度の公定価格の額について

貴施設（事業）における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保 育 標 準 時 間 認 定	4月	253,140円	167,370円	112,380円	95,300円
	5月	252,890円	167,120円	112,130円	95,050円
	6月	252,890円	167,120円	112,130円	95,050円
	7月	252,660円	166,890円	111,900円	94,820円
	8月	252,430円	166,660円	111,670円	94,590円
	9月	252,660円	166,890円	111,900円	94,820円
	10月	252,660円	166,890円	111,900円	94,820円
	11月	252,660円	166,890円	111,900円	94,820円
	12月	252,430円	166,660円	111,670円	94,590円
	1月	252,190円	166,420円	111,430円	94,350円
	2月	252,190円	166,420円	111,430円	94,350円
	3月	261,240円	175,470円	120,480円	103,400円
保 育 短 時 間 認 定	4月	243,480円	157,710円	102,720円	85,640円
	5月	243,230円	157,460円	102,470円	85,390円
	6月	243,230円	157,460円	102,470円	85,390円
	7月	243,000円	157,230円	102,240円	85,160円
	8月	242,770円	157,000円	102,010円	84,930円
	9月	243,000円	157,230円	102,240円	85,160円
	10月	243,000円	157,230円	102,240円	85,160円
	11月	243,000円	157,230円	102,240円	85,160円
	12月	242,770円	157,000円	102,010円	84,930円
	1月	242,530円	156,760円	101,770円	84,690円
	2月	242,530円	156,760円	101,770円	84,690円
	3月	251,580円	165,810円	110,820円	93,740円

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。